

全國児童福祉主管課長会議資料

平成20年2月22日

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

目 次

(予算案の概要)

平成20年度雇用均等・児童家庭局予算(案)の概要	1
--------------------------	---

(総務課関係)

1 総合的な少子化対策の推進について

(1) 児童福祉法・次世代育成支援対策推進法等の見直しについて	11
(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の改定に向けて	14

2 地域の子育て支援の推進について

(1) 次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)について	15
(2) 地域における子育て支援拠点の拡充について	15

3 児童虐待防止対策について

(1) 改正児童虐待防止法の施行等について	17
(2) 子どもを守る地域ネットワークの機能強化について	18
(3) 児童相談所等の体制強化について	19
(4) 児童相談に携わる職員の研修について	21
(5) 啓発活動について	21

4 児童福祉施設等の整備及び運営等について

(1) 児童福祉施設等の整備について	22
(2) 児童福祉施設等の運営について	23
(3) 社会福祉施設の防災対策について	30
(4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について	33

5 児童福祉行政に対する指導監督の徹底について

(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の実施について	34
(2) 措置費等の施設運営費の適正化について	35
(3) 都道府県等が実施する指導監査の結果報告について	35

(家庭福祉課関係)

1	社会的養護体制の拡充について	36
(1)	社会的養護体制の拡充の方向について	36
(2)	里親制度の拡充等について	38
(3)	児童福祉施設等におけるケアの充実について	40
(4)	施設を退所した子ども等への支援について	41
(5)	入所している子どもの権利擁護について	43
(6)	児童自立支援施設における学校教育の実施等について	43
2	児童養護施設等の整備について	45
3	総合的な母子家庭等自立支援策の展開について	
(1)	児童扶養手当について	46
(2)	母子家庭の母の就業支援策の充実・強化について	47
(3)	平成20年度母子家庭の母の就業支援企業表彰について	50
(4)	養育費相談支援について	50
(5)	母子寡婦福祉貸付金について	51
4	配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策等について	
(1)	婦人相談所等における体制強化について	52
(2)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」等に基づく DV被害者への支援の充実について	53
(3)	人身取引被害者の保護について	55

(育成環境課関係)

1 「放課後子どももプラン」について	
(1) 「放課後子どももプラン」の着実な推進について	56
(2) 放課後児童クラブの必要な全小学校への設置促進等について	57
(3) 放課後児童クラブ利用者の多様なニーズへの対応について	58
2 放課後児童クラブガイドラインについて	
(1) 放課後児童クラブガイドラインの活用について	60
(2) 放課後児童クラブの運営状況等の把握・情報提供について	60
3 児童厚生施設等の設置運営について	
(1) 児童厚生施設等整備費の国庫補助について	61
(2) 児童館、児童センターの機能強化について	61
4 児童育成事業推進等対策事業の活用について	
(1) 平成20年度国庫補助協議について	63
(2) 取組事例集の作成等について	63
5 乳幼児と年長児童のふれあいの促進について	63
6 児童委員及び主任児童委員について	
(1) 児童委員及び主任児童委員の積極的な活用について	64
(2) 個人情報の取り扱いについて	65
(3) 委嘱手続きの簡素化及び迅速化	65
7 母親クラブ等の地域組織活動の活性化について	65
8 児童福祉週間について	
(1) 趣旨について	66
(2) 児童福祉週間の標語について	66
(3) 児童福祉週間の事業展開について	66
9 子育て支援関連情報の適切な提供について	67
10 児童手当について	67
(関連資料1)両事業の一本化に向けた議論	68
(関連資料2)児童ふれあい交流事業の推進のための連携イメージ	69

(保育課関係)

1	待機児童解消に向けた取組について	
(1)	待機児童ゼロ作戦の推進について	70
(2)	児童福祉法に基づく保育計画について	70
(3)	保育所入所待機児童数調査等の実施について	71
2	多様な保育サービスの推進について	
(1)	病児・病後児保育事業の再編について	71
(2)	家庭的保育事業について	72
(3)	地域保育資源活用事業について	72
3	認定こども園の実施状況等について	73
4	保育所の規制緩和等について	
(1)	規制改革会議・地方分権改革について	74
(2)	構造改革特区について	74
(3)	保育所の民営化について	75
5	保育所の入所について	
(1)	保育所入所の円滑化について	76
(2)	育児休業期間中及び終了時における入所の取扱いについて	76
(3)	母子家庭等及び特別の支援を要する家庭の児童の保育所優先入所について	77
(4)	保育所の費用徴収制度の取扱いについて	78
(5)	保育所に関する情報提供について	79
6	保育所保育指針の改定について	79
7	保育所等における事故防止等について	
(1)	保育所等における事故防止について	80
(2)	保育所の耐震化の促進について	80
(3)	認可外保育施設に対する指導監督について	81

(母子保健課関係)

1 周産期医療体制の充実について	
(1) N I C U 長期入院児の支援策について	83
(2) 周産期医療ネットワークの充実等について	84
(3) 健やかな妊娠・出産等サポート事業について	84
2. 子どもの心の問題等への対応について	86
3. 妊婦健康診査等について	
(1) 妊婦健康診査への公費負担について	87
(2) 妊婦健康診査の受診及び早期の妊娠届出の勧奨について	87
4. 「健やか親子21」について	
(1) 「健やか親子21」の指標などについて	88
(2) 健やか親子21全国大会	89
(3) マタニティーマークについて	89
(そ の 他)	
平成20年度児童福祉関係主要会議等予定表	90

(予算案の概要)

平成20年度 雇用均等・児童家庭局 予算（案）の概要

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進、 仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

我が国においては、少子化や人口減少が進んでおり、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかる問題となっている。このため、「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月）、「新しい少子化対策について」（平成18年6月）に基づき施策の拡充に努めるとともに、「「子どもと家族を応援する日本」重点戦略」（平成19年12月）等を踏まえた少子化対策を総合的に推進する。

特に、上記議論においても、最優先の課題とされた働き方の改革による仕事と生活の調和の実現に向け、企業の取組に対する支援を行うとともに、策定された「憲章」及び「行動指針」について広く周知し、社会的気運の醸成・意識改革を図りながら一層の取組を推進する。

また、パートタイム労働者の均衡待遇確保や男女雇用機会均等の更なる推進などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《主要事項》

◎ 人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

◇ 地域における次世代育成支援対策の推進

- | | |
|-------------------------|----------|
| 1 地域の子育て支援の推進 | 6, 828億円 |
| 2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実 | 849億円 |
| 3 母子家庭等自立支援対策の推進 | 1,723億円 |
| 4 母子保健医療の充実 | 199億円 |

◇ 仕事と生活の調和の実現

- | | |
|-------------|------|
| 仕事と生活の調和の実現 | 86億円 |
|-------------|------|

◎ 公正かつ多様な働き方を実現できる労働環境の整備

- | | |
|----------------------------------|--------|
| 1 持続的なキャリア形成の実現 | 6. 4億円 |
| 2 パートタイム労働者の均衡待遇確保と短時間正社員制度の導入促進 | 9. 6億円 |
| 3 男女雇用機会均等の更なる推進 | 1. 9億円 |

○ 雇用均等・児童家庭局 予算(案)の状況

	19年度予算額	20年度予算(案)	伸び率
局合計	9,327億円	9,636億円	3.3%
一般会計	8,809億円	9,047億円	2.7%
特別会計	518億円	589億円	13.7%
年金特別会計			
児童手当勘定			
うち児童育成事業費	392億円	458億円	16.8%
労働保険特別会計	127億円	132億円	4.1%
労災勘定	9億円	8億円	▲7.8%
雇用勘定	118億円	124億円	5.0%

※計数は、それぞれ四捨五入しており、端数により合計と合致しないものがある。

(参考)

- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の実現のため、企業や自治体の次世代育成支援行動計画の策定及び取組の一層の推進等について、次期通常国会に次世代育成支援対策推進法、児童福祉法の改正法案を提出予定。
- また、費用分担等を含む具体的な制度設計について、税制改正の動向を踏まえつつ、引き続き議論する予定。

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

◇ 地域における次世代育成支援対策の推進

1 地域の子育て支援の推進

《659, 375百万円 → 682, 813百万円》

(1) すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 68, 422百万円

○ 地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業の充実

(次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)) 37, 500百万円

様々な子育て支援事業について、「子ども・子育て応援プラン」に掲げた目標の達成に向けた着実な推進を図るとともに、新たに、子どもを守る地域ネットワークの機能強化や、子育て支援の意識の醸成に向けた地域における仕事と生活の調和を推進する。

【対象となる主な事業】

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（新規）

市町村において、関係機関が連携し児童虐待等の対応を図る「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)の機能強化を図るために、コーディネーターの研修やネットワーク構成員の専門性強化を図るための取組を支援する。

・地域における仕事と生活の調和推進事業（新規）

企業も含めた関係機関等が連携・協働し、地域における仕事と生活の調和の実現に資する地域ぐるみの子育て支援に関する取組の普及や情報発信を行う。

・生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

・育児支援家庭訪問事業

養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行う。

・子育て短期支援事業

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ、トワイライトを実施する。

・ファミリー・サポート・センター事業

子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を行う。

・延長保育促進事業

11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

○ 地域における子育て支援拠点の拡充 10,088百万円

地域における子育て支援拠点について、身近な場所への設置を促進する。

19年度

20年度

6,138か所 → 7,025か所

○ 中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進 173百万円

すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保されることを目指し、児童館等を活用した取組を推進する。

○ 次世代育成支援対策に資する施設整備の充実

(次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金))

13,716百万円

地域の実情に応じた保育所、児童養護施設等の整備を推進する。

(参考) 平成19年度補正予算において、児童の安全確保のための耐震化整備を実施する。(51億円)

(2) 待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実 390,521百万円

○ 待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大

341,782百万円

・民間保育所整備

各市町村における整備計画に基づく民間保育所の整備を推進する。(次世代育成支援対策施設整備交付金(13,716百万円)の内数)

・民間保育所運営費

待機児童解消を目指し、民間保育所における受入児童数の増を図る。

○ 多様な保育サービスの提供 48,739百万円

延長保育、病児・病後児保育、一時保育、特定保育等、保護者のニーズに応じた保育サービスを推進し、あわせて地域の保育資源(事業所内託児施設)を活用した取組を進めるとともに、家庭的保育事業(保育ママ)の充実を図る。

(3) 総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の着実な推進

18, 694百万円

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図り、原則としてすべての小学校校區で放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所を確保する。

○ 放課後児童クラブの必要な全小学校校區への設置促進

放課後児童クラブの未実施小学校校區の早急な解消や多様なニーズ等に対応できる弾力的なサービスを提供するための支援措置を図る。

・ ソフト面での支援

夏休み等の長期休業期間等における開所延長を促進する加算制度の充実や、必要なすべてのクラブへの障害児の受入体制の強化を図る。

・ ハード面での支援

新たに施設を設置する際の創設か所の増を図るとともに、創設費及び改修費等の設置(実施)主体を市町村以外の者でも設置(実施)できるよう主体制限を緩和する。

(4) 児童手当国庫負担金

256, 392百万円

2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《82, 093百万円 → 84, 871百万円》

(1) 虐待を受けた子ども等への支援の強化

80, 391百万円

○ 発生予防対策の推進

生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や育児支援家庭訪問事業の全国展開に向け推進を図る。

（次世代育成支援対策交付金（37, 500百万円）の内数）

○ 早期発見・早期対応体制の充実

子どもを守る地域ネットワークの機能強化を図るために、都道府県等が実施する研修の対象にネットワークのコーディネーターを加えるとともに、コーディネーターの研修やネットワーク構成員の専門性強化を図るための取組を支援する。

（児童虐待・DV対策等総合支援事業（統合補助金）（2, 329百万円）の内数）

（次世代育成支援対策交付金（37, 500百万円）の内数）

○ 社会的養護体制の拡充

79, 867百万円

・里親制度の拡充

社会的養護体制の見直しの一環として、里親手当を引き上げるとともに、新規里親の掘り起こし、受託里親の支援等の業務を総合的に実施するための事業を創設する。

・児童福祉施設の支援の充実

児童福祉施設における小規模ケアの推進や看護師の配置など施設ケアの充実を図るとともに、学習指導費加算の拡充などの支援の充実を図る。

・施設退所者等への支援の充実

施設を退所した児童等の就業・生活支援などを行うことにより地域生活を支援するモデル事業を実施する。

(2) 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策等の推進

4, 480百万円

婦人相談所における配偶者からの暴力被害者に対する一時保護委託費の充実を図るとともに、婦人保護施設の退所者支援の充実等を図る。

3 母子家庭等自立支援対策の推進

《166, 177百万円 → 172, 301百万円》

(1) 母子家庭等の総合的な自立支援の推進

7, 951百万円

○ 自立のための就業支援等の推進

2, 305百万円

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、高等技能訓練促進費事業において、従来の修業支援手当に加え、入学時におけるインセンティブとして入学金の負担を考慮した額を一時金として修了後に支給する仕組み（入学支援修了一時金）を創設し、母子自立支援プログラム策定事業において就職準備支援コースを創設するとともに、指定都市や中核市以外の市等においても就業支援や生活支援を行う事業を実施するなど支援措置の充実を図る。

※ 高等技能訓練促進費事業の修業支援手当（月額）については、平成20年度入学者から市町村民税非課税世帯103,000円、課税世帯51,500円とし、入学支援修了一時金については、平成20年度入学者から支給することとし、その額は市町村民税非課税世帯50,000円、課税世帯25,000円とする。

○ 養育費確保策の推進

68百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取り決め等に関する相談中の困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

(2) 自立を促進するための経済的支援

164, 351百万円

母子家庭等の自立を促進するため、母子寡婦福祉貸付金の技能習得に係る生活資金等の償還期限の緩和を図る。

※ 児童扶養手当の受給開始から5年を経過した場合等における一部支給停止措置については、受給者やその子ども等の障害・疾病等により就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられない者を除き、一部支給停止は行わない。

4 母子保健医療の充実

《19, 546百万円 → 19, 924百万円》

(1) 母子保健医療対策の総合的な推進

4, 782百万円

○ 周産期医療体制等の推進

周産期医療体制の整備を進めるとともに、NICUに長期入院している児童について望ましい療養・療育環境への円滑な移行を図るためにコーディネーターを配置する。

また、NICUから在宅への移行支援などの健やかな妊娠・出産等をサポートする先駆的な取組に対する助成を行う。

(母子保健医療対策等総合支援事業（統合補助金）(4, 782百万円) の内数)

○子どもの心の診療拠点病院の整備（新規）

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中心とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院の整備を併せて行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

(母子保健医療対策等総合支援事業（統合補助金）(4, 782百万円) の内数)

(2) 不妊治療等への支援

14, 301百万円

特定不妊治療費助成事業、小児慢性特定疾患治療研究事業及び未熟児養育医療費の給付等を実施する。

(特定不妊治療費助成事業については、母子保健医療対策等総合支援事業（統合補助金）(4, 782百万円) の内数)

◇ 仕事と生活の調和の実現

仕事と生活の調和の実現

《7, 962百万円 → 8, 607百万円》

(1) 企業における次世代育成支援の取組の一層の推進 48百万円

次世代育成支援対策推進センターにおいて、事業主に対する相談・援助を実施し、中小企業における一般事業主行動計画の策定、届出を促進するとともに、多くの事業主が認定を目指して取組を行うよう一層の周知・啓発に取り組む。

(2) 仕事と家庭の両立が図れる環境整備の推進 8, 485百万円

○ 育児期における短時間勤務制度の導入・定着支援の拡充 88百万円

小学校低学年の子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を導入した事業主に対する助成措置を創設するとともに、短時間勤務にかかる雇用管理のノウハウ習得に向けた取組への助成など中小企業における短時間勤務制度の導入・利用に対する重点的な支援を行う。

○ 事業所内託児施設の設置・運営等に対する支援の推進 4, 012百万円

従業員のために事業所内託児施設を設置、運営又は増築等を行う事業主に対する助成措置の対象企業数を拡充する。

○ 男性の仕事と育児の両立に関する意識啓発の推進（新規） 17百万円

育児期の男性が仕事と家庭が両立可能な働き方を設計・実践するためのハンドブックを作成、配布し、男性の仕事と育児の両立に関する意識啓発を促進する。

(3) テレワークの普及促進 74百万円

テレワークを含めた在宅就業の適正化を推進するため、在宅就業の実態把握を行い、必要な施策の検討を行う。

公正かつ多様な働き方を実現できる労働環境の整備

1 持続的なキャリア形成の実現

《649百万円 → 643百万円》

(1) 女性の職業キャリアの継続が可能となる環境整備

624百万円

企業が行う人事管理制度、能力評価制度の見直しを含む雇用管理改善や女性労働者のモチベーションの維持向上など、女性の就労継続のための環境整備の取組への支援を行う。

(2) 女性の起業に対する支援の実施

19百万円

女性起業家向けのメンター紹介サービス事業を実施するとともに、女性向けの起業についての総合的専用サイトの活用を図る。

2 パートタイム労働者の均衡待遇確保と短時間正社員制度の導入促進

《883百万円 → 964百万円》

○ 改正パートタイム労働法に基づく均衡待遇確保のための事業主支援の充実

964百万円

改正パートタイム労働法の内容の周知徹底及び指導等を行うとともに、均衡待遇推進コンサルタントの配置によるアドバイス、先進事例の収集・提供や助成金の支給による事業主支援を行う。また、支援サイトの開設等を行うことにより、短時間正社員制度導入の促進を図る。

3 男女雇用機会均等の更なる推進

《216百万円 → 187百万円》

○ 職場における男女雇用機会均等の推進

187百万円

男女雇用機会均等法の履行確保のため、厳正的確な指導を行うとともに、迅速な紛争解決の援助を実施する。また、欧米諸国に比べ依然として大きい我が国の男女間の平均賃金格差の生成要因について研究を行う。

少子化対策の総合的推進

【少子化社会対策関連予算案（厚生労働省分）】

1兆3, 452億円（19年度 1兆2, 984億円）

【施策の方向性】

我が国においては、少子化や人口減少が進んでおり、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題となっている。

このため、「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月）、「新しい少子化対策について」（平成18年6月）や「「子どもと家族を応援する日本」重点戦略」（平成19年12月）等を踏まえ、仕事と生活の調和の実現、地域子育て支援の推進、児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実、母子家庭等自立支援対策の推進、母子保健医療の充実などの少子化対策を総合的に推進する。

1. 仕事と生活の調和の実現

147億円

- 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進 25億円
 - ・社会的気運の醸成に向けた取組の推進や職場意識の改善に取り組む中小企業への助成措置の創設
- 仕事と家庭の両立が図れる環境整備の推進 104億円
 - ・育児期における短時間勤務制度の導入・定着支援の拡充や事業所内託児施設の設置・運営等に対する支援の推進、マザーズハローワーク事業の充実

2. 地域の子育て支援の推進

6, 828億円

- すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 684億円
 - ・企業を含めた地域ぐるみの子育て支援の推進や子育て支援拠点の拡充
- 待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実 3, 905億円
 - ・保育所の受入れ児童数を拡大するとともに、病児・病後児保育、家庭的保育事業の充実など保護者のニーズに応じた保育サービスの充実
- 総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の着実な推進 187億円
 - ・放課後児童クラブの必要なすべての小学校区における実施

3. 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

849億円

- 虐待を受けた子ども等への支援の強化 804億円
 - ・子どもを守る地域ネットワークの機能強化、里親手当の充実や児童養護施設における小規模ケアの推進等社会的養護体制の拡充

4. 母子家庭等自立支援対策の推進

1, 723億円

- 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 80億円
 - ・母子家庭に対する就業支援等の一層の推進
- ※ 児童扶養手当の受給開始から5年を経過した場合等における一部支給停止措置については、就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられない者を除き、行わない。

5. 母子保健医療の充実

278億円

- 産科・小児科医療の確保 84億円
 - ・産科医療機関への支援、周産期医療提供体制の充実及び小児救急医療等の推進
 - ・子どもの心の問題に対応するための診療拠点病院の整備

※ 地方財政措置による対策

- ・少子化対策本部の設置など総合的な少子化対策の推進体制の整備

(総務課 関係)

1. 総合的な少子化対策の推進について

(1) 児童福祉法・次世代育成支援対策推進法等の見直しの検討について

政府においては、官房長官の下に設置された『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議において、昨年2月より総合的な少子化対策について検討を進めてきたところであり、昨年12月には、「就労」と「結婚・出産・育児」の二者択一状況を解決するために、「働き方の改革による仕事と生活調和の実現」と「新たな次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪とする重点戦略をとりまとめたところ。

この重点戦略を踏まえ、新たな次世代育成支援対策の枠組みについて速やかに検討を進めることとする一方、当面取り組むべき課題について、今通常国会に児童福祉法、次世代育成支援対策推進法の改正法案を提出する準備を進めているところである。法案の主な内容としては、

- ・ 家庭的保育事業や、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業等の子育て支援に関する事業の法定化
- ・ 養子縁組を前提としない養育里親制度の制度化など、要保護児童を家庭的な環境で養育する体制の充実
- ・ 次世代育成支援対策推進に基づく地域行動計画について、行動計画策定指針において、保育等のサービスについての参酌標準を設けるといった事項が盛り込まれる予定である。

児童福祉法等の一部を改正する法律案の主な内容(案)

趣旨

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、子育て支援に関する事業の制度上の位置付けの明確化、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

1 児童福祉法の一部改正①(子育て支援事業等を法律上位置付けることによる質の確保された事業の普及促進)

(1) 子育て支援事業を法律上位置付け (平成21年4月施行)

○ 以下の事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設け、都道府県知事への届出・指導監督等にからしめることとする。

- ① 乳児家庭全戸訪問事業(※いわゆる生後4か月までの全戸訪問事業)
- ② 養育支援訪問事業(※いわゆる育児支援家庭訪問事業)
- ③ 地域子育て支援拠点事業
- ④ 一時預かり事業

○ また、市町村は、これら①～④の事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めるものとする。

※ 上記の改正に併せて社会福祉法を改正し、上記事業及び2(2)の小規模住居型児童養育事業(仮称)について、第2種社会福祉事業とすることにより、必要な社会福祉法の事業開始・指導監督規定や、消費税等の非課税措置の対象とする。

(2) 家庭的保育事業を法律上位置付け (平成22年4月施行)

○ 保育に欠ける乳幼児を、家庭的保育者(市町村が行う研修を修了した保育士その他の省令で定める者であって、これらの乳幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるもの)の居宅等において保育する事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設ける。

○ 市町村の保育の実施責任に関する規定に、保育所における保育を補完するものとして家庭的保育事業を位置付ける。

○ 市町村は、事前に都道府県知事に届け出て家庭的保育事業を行うことができるものとし、都道府県による指導監督等にからしめることとする。